

【平成26年12月30日提出
平成27年1月13日修正案】

特別区設置協定書（案）

大阪府・大阪市特別区設置協議会

目次

一	特別区の設置の日（第5条第1項第1号関係）	3
二	特別区の名称及び区域等	3
	（一）特別区の名称及び区域（第5条第1項第2号関係）	3
	（二）特別区の主たる事務所の位置	4
三	特別区の議会の議員の定数等	4
	（一）議会の議員の定数（第5条第1項第4号関係）	4
	（二）議会の議員の報酬	4
四	特別区と大阪府の事務の分担（第5条第1項第5号関係）	5
	1. 事務の分担	5
	（一）特別区が処理する事務（（三）に掲げる事務を除く。）	5
	（二）大阪府が処理する事務（（三）に掲げる事務を除く。）	6
	（三）任意事務	6
	（四）高速鉄道事業等の取扱い	6
	2. 事務の承継	6
	（一）承継する事務	6
	（二）事務の承継に当たっての留意点	6
五	特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整（第5条第1項第6号関係）	8
	1. 特別区と大阪府の税源の配分	8
	2. 特別区と大阪府の財政の調整	8
	（一）財政調整の目的・財源及び配分の割合	8
	（二）特別区財政調整交付金の種類・割合	8
	（三）特別区財政調整交付金に加算する額	8
	（四）大阪市債の償還にかかる財政調整財源の負担	9
	（五）都市計画税・事業所税の取扱い	9
	（六）特別区の設置後の財政の調整に関する取扱い	9
六	特別区の設置に伴う財産処分（第5条第1項第3号関係）	10
	1. 財産の取扱い	10
	（一）基本的な考え方	10
	（二）第1区分に係る財産の取扱い	10
	（三）第2区分に係る財産の取扱い	10
	（四）公営企業等に係る会計に属する財産の取扱い	12
	2. 債務の取扱い	13
	（一）基本的な考え方	13
	（二）債務負担行為の取扱い	13
	（三）地方債の取扱い	13
七	大阪市及び大阪府の職員の移管（第5条第1項第7号関係）	15
	1. 職員の移管	15

(一) 基本的な考え方.....	15
(二) 職員の移管.....	15
(三) 職員の任免、給与その他の身分の取扱い.....	15
2. 共済制度.....	16
八 その他特別区の設置に関し必要な事項（第5条第1項第8号関係）.....	17
1. 都区協議会.....	17
2. 特別区において共同で処理する事務.....	18
(一) 基本的な考え方.....	18
(二) 全ての特別区を構成団体とする一部事務組合の設置.....	18
(三) 全ての特別区による機関等の共同設置.....	19
(四) 特別区及び他の市町村を構成団体とする一部事務組合及び広域連合.....	19
3. 特別区の支所等の事務.....	20
4. 町の名称.....	20
5. その他.....	20

別表第1 - 1.....	24
別表第1 - 2.....	38
別表第1 - 3.....	50
別表第1 - 4.....	100
別表第1 - 5.....	138
別表第2 - 1 - 1.....	222
別表第2 - 1 - 2.....	222
別表第2 - 1 - 3.....	222
別表第2 - 2 - 1.....	223
別表第2 - 2 - 2.....	224
別表第2 - 3.....	225
別表第2 - 4.....	227
別表第2 - 5.....	228
別表第3 - 1.....	670
別表第3 - 2.....	671
別表第3 - 3.....	672

- 一 特別区の設置の日（第5条第1項第1号関係）
 特別区の設置の日は、平成29年4月1日とする。

二 特別区の名称及び区域等

- (一) 特別区の名称及び区域（第5条第1項第2号関係）

特別区の名称及び区域は、次の表に掲げるとおりとする。

特別区の名称	特別区の区域
北区	大阪市都島区、北区、淀川区、東淀川区及び福島区の区域
湾岸区	大阪市此花区、港区、大正区、西淀川区及び住之江区（南港北1～3丁目、南港東2～9丁目、南港中1～8丁目及び南港南1～7丁目の区域に限る。）の区域
東区	大阪市城東区、東成区、生野区、旭区及び鶴見区の区域
南区	大阪市平野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区及び住之江区（湾岸区の区域となる区域を除く。）の区域
中央区	大阪市西成区、中央区、西区、天王寺区及び浪速区の区域

(二) 特別区の主たる事務所の位置

特別区の主たる事務所の位置は、次の表に掲げるとおりとする。

特別区の名称	主たる事務所の位置
北区	大阪市北区中之島1丁目3番20号
湾岸区	大阪市港区市岡1丁目15番25号
東区	大阪市城東区中央3丁目5番
南区	大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号
中央区	大阪市西成区岸里1丁目5番20号

三 特別区の議会の議員の定数等

(一) 議会の議員の定数(第5条第1項第4号関係)

特別区の議会の議員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。

特別区の名称	議会の議員の定数
北区	19人
湾岸区	12人
東区	19人
南区	23人
中央区	13人

各特別区においては、これまでの大阪市における区政会議の取組を発展させるなど、住民自治の充実を図るものとする。

(二) 議会の議員の報酬

特別区の議会の議員に支給する報酬の月額は、平成26年7月1日現在における大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年条例第32号)第2条に規定する報酬の額の3割減とする。

四 特別区と大阪府の事務の分担（第5条第1項第5号関係）

1. 事務の分担

(一) 特別区が処理する事務（(三)に掲げる事務を除く。）

大阪市の区域に設置されることとなる特別区は、法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされる事務（現に東京都の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務に相当する事務）を処理することになる。

これらの事務に加え、次の①から③までに掲げる理由から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項に規定する中核市（以下「中核市」という。）が処理することとされる事務（別表第1-3）も処理することとするとともに、都道府県が処理することとされる事務及び地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）が処理することとされる事務のうち、①から③までに照らし、住民に身近な事務（別表第1-1及び別表第1-2）を担うものとする。

① 中核市の要件を上回る約35～70万の人口となること。

② 従来大阪市において培われてきた知見、実績、ノウハウ等を有し、また、従来の大阪市における職員体制をもとに、中核市が担うこととされる事務に加えて、都道府県が担うこととされる事務及び指定都市が担うこととされる事務の一部を処理するために必要な職員体制が整備されること。

③ 従来大阪市が保有していた施設、設備等を基本的に承継し、また、財政調整制度により必要な財源が確保される制度設計となっていること。

加えて、市町村が処理することとされている事務のうち、特別区の特例により、都が処理することとされている事務であっても、住民に身近な特別区が処理することが相応しい事務（別表第1-4）について処理することとする。

なお、現に東京都の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務とは異なる事務については、条例による事務処理特例制度や事務の委託制度等の現行制度を活用して対応することとする。

<大阪市の区域に設置されることとなる特別区の仕事>

- i 都道府県が処理することとされている事務（ii iii ivを除く。）→別表第1-1
- ii 指定都市が処理することとされている事務（iii ivを除く。）→別表第1-2
- iii 中核市が処理することとされている事務（ivを除く。）→別表第1-3
- iv 特別区が処理することとされている事務
- v 市町村が処理することとされている事務のうち、特別区の特例により都が処理することとされている事務→別表第1-4

(二) 大阪府が処理する事務（(三)に掲げる事務を除く。）

大阪府は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）第10条の規定により、都とみなされ、特別区を包括する広域の地方公共団体として、大阪全体の視点から大阪全体における統一的な戦略で取り組むべき機能を一元的に担うものであり、大阪都市圏の集積及び広がりをつまみ、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務や特別区の連絡調整に関する事務等、都が処理することとされる事務（別表第1-1から別表第1-4までに掲げる事務を除く。）を処理することとする。

なお、特別区の設置の日までの間に、法令改正等により新たに事務の分担の検討が必要となった場合には、(一)及び(二)に規定する考え方を踏まえて対応する。

(三) 任意事務

特別区の設置の日前において大阪市が処理していた任意事務（地方公共団体の事務のうち、国の法令に基づき地方公共団体が処理することとされる事務以外の事務をいう。以下同じ。）及び大阪府が処理していた任意事務の一部についても、(一)及び(二)に規定する取扱いに準じて特別区又は大阪府が処理することとする（別表第1-5）。

(四) 高速鉄道事業等の取扱い

高速鉄道事業等については、民営化を進めている事務であるが、特別区の設置の日までの間に、大阪市の高速度鉄道事業、中量軌道事業及び自動車運送事業の民営化が実現されない場合は、当該事業については大阪府が処理することとする。

2. 事務の承継

(一) 承継する事務

特別区及び大阪府は、特別区の設置の日において、特別区の設置の日前に大阪府及び大阪市が処理することとされていた事務を、1.に規定する事務の分担に従い承継する。

(二) 事務の承継に当たっての留意点

(一)に規定する事務の承継には、財産以外の歳計現金、債権（租税債権を含む。）、債務、証書、公文書類のみならず、一切の行政上の行為等を含むものとし、法令に特別の規定がある場合を除き、当該事務を承継する特別区又は大阪府が承継する。

事務の承継に当たっては、これまで大阪府及び大阪市が蓄積してきた行政のノウハウ及び高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう、大阪府及び大阪市は、適正に事務を引き継ぐものとする。特別区の設置の際には、専門性や施設を確保し、職員体制を整備する。

また、特別区の設置の日以後は、各特別区及び大阪府においては、各種事務事業のサービス水準及びその内容の必要性及び妥当性について十分な検討を行い、住民の福祉の向上が図られるよう、事務事業の見直しに努めることとする。

五 特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整（第5条第1項第6号関係）

1. 特別区と大阪府の税源の配分

大阪府の税源は、地方税法（昭和25年法律第226号）に定める道府県税及び都の特例により課するものとされている市町村税に相当する税目（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税）とし、特別区の税源は上記を除く市町村税に相当する税目（個人市町村民税、市町村たばこ税、軽自動車税等）とする。

なお、それぞれの税目の取扱いについては、地方税法に定めるところによるほか、大阪府及び大阪市の条例の例によるものとする。

2. 特別区と大阪府の財政の調整

（一）財政調整の目的・財源及び配分の割合

大阪府は、地方自治法第282条の規定により、大阪府と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、法人市町村民税、固定資産税及び特別土地保有税を財政調整財源とし、これらの収入額に大阪府の条例で定める割合を乗じて得た額を特別区財政調整交付金として特別区に交付するものとする。なお、同交付金が目的を達成するための額を下回るおそれがある場合には、条例で定める額を加算するものとする。

大阪府の条例で定める特別区財政調整交付金の割合については、特別区の設置の日までの地方財政制度の動向も確認した上で大阪府知事と大阪市長で調整することとする。

特別区の設置後3年間は毎年、その後は概ね3年毎に、大阪府・特別区協議会（仮称）において検証を行う。また、この割合は、税制改正など地方財政制度に大きな変更があった場合には適宜検証するものとする。

（二）特別区財政調整交付金の種類・割合

特別区財政調整交付金は、普通交付金（地方交付税法（昭和25年法律第211号）の規定による算定方法に概ね準ずる算定方法による配分を基本とし、生活保護費など義務度の強いものは実態に応じて算定。標準税等の算入率は85%とする。）と特別交付金（普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる場合に、当該事情を考慮して配分。ただし、特別区の設置後概ね3年間は、特別区における行政サービスの継続性や安定性に重点をおいて配分。）とし、普通交付金は財政調整交付金総額の94%、特別交付金は同額の6%とする。

（三）特別区財政調整交付金に加算する額

特別区財政調整交付金に大阪府の条例で定めて加算する額は、当面、地方交付税を財源とする財政運営が不可避である点に鑑み、地方交付税や臨時財政対策債の発

行可能額、公債費負担等を勘案したものとす。

(四) 大阪市債の償還にかかる財政調整財源の負担

特別区の設置の日前において発行済みの大阪市債（以下「既発債」という。）の償還に必要な経費（特定財源を充当するものは除く。）として、特別区が負担する額は、特別区財政調整交付金の交付を通じて財源保障を行う。大阪府が負担する額については、税源配分並びに大阪府及び特別区間の財政調整を通じて財源を確保する。

(五) 都市計画税・事業所税の取扱い

大阪府が課す目的税である都市計画税、事業所税については、大阪市の過去の事業への充当実績を勘案し、大阪府と特別区の双方の事業に充当することとし、交付金により特別区に配分するものとする。

(六) 特別区の設置後の財政の調整に関する取扱い

大阪府は特別区の財政運営が円滑に行われるよう、特別区財政調整交付金の交付のほか、必要に応じて、大阪府に承継される財政調整基金を活用し、特別区に対して貸付を行うものとする。

その他財政の調整に関し、大阪府と特別区で調整が必要なものについては、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議することとする。

六 特別区の設置に伴う財産処分（第5条第1項第3号関係）

1. 財産の取扱い

（一）基本的な考え方

特別区の設置の日前において大阪市が保有していた財産については、大阪市民が長い歴史の中で築き上げてきた貴重なものであることに鑑み、次の表のとおり区分し、（二）及び（三）に定めるところにより、特別区又は大阪府が承継するものとする。

ただし、特別区の設置の日前において大阪市が経営していた公営企業及び準公営企業（以下「公営企業等」という。）に係る会計に属する財産については、（四）に定めるところにより、特別区又は大阪府が承継するものとする。

大阪府が承継する財産に係る事業の終了後における当該財産の取扱いについては、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議する。なお、事業の終了前における株式及び出資による権利の処分並びに貸付金債権に係る償還による収入などの取扱いについても、同協議会で協議する。

区 分	財産の内容
第1区分	① 地方自治法第238条第4項に規定する行政財産 ② 同項に規定する普通財産のうち、行政財産に準ずる性質をもつもの（貸付等により間接的に公共目的に供する財産をいう。） ③ 地方自治法第239条第1項に規定する物品 ④ ①から③までに定めるものの従物
第2区分	第1区分に係る財産以外の財産

（二）第1区分に係る財産の取扱い

特別区の設置の日前において大阪市が保有していた第1区分に係る財産は、当該財産に関連する事務の分担に応じて、特別区又は大阪府が承継するものとする。

これにより特別区が承継する財産は、当該財産の所在地が新たに属した特別区が承継するものとする。ただし、別表第2-1-1に掲げる財産は、特別区において一部事務組合を設置して共同で処理する事務に係るものであることから、二に規定する特別区の記載順で筆頭となる北区が全特別区を代表して承継することとする。

（三）第2区分に係る財産の取扱い

（1）特別区が承継する財産

特別区の設置の日前に大阪市が保有していた第2区分に係る財産は、（2）及び

(3) に定めるものを除き、特別区が承継するものとする。

これにより特別区が承継する財産は、次の表に掲げる区分及び項目に応じて定める方法を基本として、各特別区が承継するものとする。ただし、別表第2-1-2に掲げる財産は、特別区において一部事務組合を設置して共同で処理する事務に係るものであることから、北区が全特別区を代表して承継することとする。

区分	項目	承継の方法
①株式及び出資による権利		特別区数による等分
②債権	個人向け貸付金	特別区内の貸付金残高に応じて承継
	大阪市の区域内の賃借施設の保証金	当該賃借施設の所在地が属することとなる特別区が承継
	上記以外	特別区数による等分
③基金	大阪市地域活性化事業基金	北区が承継
	大阪港振興基金	湾岸区が承継
	大阪市区政推進基金 (大阪市の特定の地域を指定して寄付されたものに限る。)	当該指定に係る地域が属することとなる特別区がその残高に応じて承継
	上記以外	各特別区の人口による按分
①から③までに定めるもの以外のもの		当該財産の所在地が属することとなる特別区が承継

(注) 第2区分に係る財産を分割する際に生じる単位未満(金額である場合は千円を単位とする。)の端数は、人口(官報で公示された直近の国勢調査人口)が最大となる特別区がまとめて承継する。

(2) 大阪府が承継する財産

第2区分に係る財産のうち、大阪府が処理することとされた事務の執行に密接不可分なものは、大阪府が承継するものとする。(別表第2-2-1)

(3) 大阪市の財政調整基金の承継(財務リスクへの対応)

特別区の設置の日前において大阪市が管理していた財務リスク(「財務リスクの

全体像」(平成19年2月大阪市公表)に掲げた事業に関して大阪市が取組・処理状況を逐次公表している財務リスクをいう。以下同じ。)のうち大阪府が承継するものに係る将来の支出又は損失の処理に引き当てるため、大阪市の財政調整基金の一部を大阪府が承継することとする。その承継する額は、次に掲げる法人の資金借入金のうち、大阪市が損失補償の債務を負担しているものの残高の合計額とする。

- ① アジア太平洋トレードセンター株式会社
- ② 株式会社湊町開発センター
- ③ クリスタ長堀株式会社

(4) 財務リスク解消後の残余財産の取扱い等

(3)に掲げる財務リスクが解消した後における当該財務リスクに係る残余財産の取扱いについては、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会(仮称)で協議する。

また、引当財源が不足する場合の財源の捻出及び特別区の負担の方法等については、大阪府・特別区協議会(仮称)で協議する。

このほか、大阪市から特別区又は大阪府が承継する事務に関して、特別区の設置の日前の要因による損失の発生が特別区の設置の日以後に新たに明らかとなった場合における財源の捻出、特別区の負担方法等については、大阪府・特別区協議会(仮称)で協議する。

(四) 公営企業等に係る会計に属する財産の取扱い

(1) 公営企業等に係る会計に属する財産の承継先

特別区の設置の日前において大阪市が経営していた公営企業等に係る会計に属する財産については、中央卸売市場事業会計、港営事業会計及び下水道事業会計に属するものは大阪府が一括して承継するものとする。水道事業会計及び工業用水道事業会計に属するものは、特別区において一部事務組合を設置して共同で処理する事務に係るものであることから、北区が全ての特別区を代表して承継することとする。

(2) 高速鉄道事業等の民営化が実現されない場合の取扱い

特別区の設置の日までの間に、大阪市の高速鉄道事業、中量軌道事業及び自動車運送事業の民営化が実現されない場合は、大阪市の高速鉄道事業会計及び自動車運送事業会計に属する財産は、大阪府が承継するものとする。また、特別区の設置の日前において、これらの会計から利益の一部を大阪市の一般会計等に納付する制度が実施されている場合は、当該納付を受ける地位は特別区が承継する。その後民営化が実現した際の会社の株式は、特別区に配分するものとする。

2. 債務の取扱い

(一) 基本的な考え方

特別区の設置の日前に大阪市が負担していた債務については、その確実な履行を期する必要があることに鑑み、(二)及び(三)に定めるところにより、特別区又は大阪府が承継するものとする。

(二) 債務負担行為の取扱い

特別区の設置の日前において大阪市が負担していた債務負担行為に基づく債務については、当該債務に関連する事務の分担に応じて、特別区又は大阪府が承継するものとする。

ただし、特別区において一部事務組合を設置して共同で処理する事務に係る債務(別表第2-1-3)については、北区が全ての特別区を代表して承継することとする。また、損失補償の債務のうち、別表第2-2-2に掲げるものについては、管理すべき財務リスクの規模や与信能力を維持する必要性に鑑み、大阪府が承継することとする。

(三) 地方債の取扱い

(1) 既発債の承継先

既発債は、債権者保護と金融市場の秩序維持の必要性に鑑み、大阪府が承継することとする。ただし、既発債のうち大阪府からの借入金の取扱いについては、大阪府知事が別に定めるものとする。

(2) 既発債の償還経費の負担

大阪府が承継する既発債の償還に必要な経費(元金償還資金、利子支払資金及び雑費をいう。以下「償還経費」という。)は、会計及び事務の分担に応じて、特別区等(特別区及び特別区で設置する一部事務組合をいう。以下同じ。)及び大阪府並びに公営企業等に係る事業を承継した団体(以下「事業承継団体」という。)が負担するものとする。

特別区等の負担については、その総額について全ての特別区共通の債務と位置付けたうえで、特別区等が(3)から(5)までの規定に基づき算定されたそれぞれの償還経費に係る負担金(以下「償還負担金」という。)を大阪府に支払うものとする。

(3) 一般会計等に属する既発債の償還負担

特別区の設置の日前において大阪市の一般会計及び政令等特別会計(市街地再開発事業会計を除く。)に属する既発債については、特別区の設置の日前における残高(大阪府が承継する公債償還基金に将来の償還財源として積立済みの額を除く。以下、各会計の既発債について同じ。)のうち、事務の分担に応じた割合を勘

案してその3割を大阪府の負担、7割を特別区等の負担とする。ただし、公営企業型地方独立行政法人が負担することとなる分については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第86条の規定による。

特別区等の負担に係る償還負担金は、各特別区の人口を基本に按分することとする。ただし、市営住宅に係るものの償還負担金については、住宅使用料が償還経費の財源に充てられることなどを踏まえ、各特別区に所在する市営住宅の建物の財産台帳価格を基本に按分することとする。

（4）市街地再開発事業会計に属する既発債の償還負担

特別区の設置の日前において大阪市の市街地再開発事業会計に属する既発債については、事務の分担を踏まえ、当該事業を承継することとなる南区が、特別区の設置の日前における残高に係る償還負担金を大阪府に支払うものとする。

ただし、南区が大阪府に支払う償還負担金のうち、特別区の設置の日前において大阪市が財務リスクとして管理していた額（今後の収支不足見込額）については、全ての特別区で負担するものとする。なお、各特別区の負担割合は、人口を基本に按分した割合とする。

（5）公営企業等に係る会計に属する既発債の償還負担

特別区の設置の日前において大阪市が経営していた公営企業等に係る会計に属する既発債については、特別区の設置の日前における残高に係る償還経費の全額をそれぞれの事業承継団体の負担とする。

（6）債務負担行為の設定

特別区等は、（2）から（5）までに定めるところにより、特別区の設置の際、各特別区等が支払うべき償還負担金に係る債務負担行為を設定する。また、全ての特別区は、相互に償還負担金に係る連帯債務を負担するものとする。

- ・ 財産処分（イメージ） →別表第2 - 4
- ・ 財産・債務目録 →別表第2 - 5

七 大阪市及び大阪府の職員の移管（第5条第1項第7号関係）

1. 職員の移管

(一) 基本的な考え方

特別区及び大阪府において、四1. に規定する事務の分担に応じた最適な職員体制を構築するものとする。特別区においては、近隣中核市をモデルに、大阪市の特性などを踏まえて職員体制を整備するものとする。大阪府においては、大阪市からの事務の移管後も、全国でも有数の効率的な職員体制を目指し、必要な職員体制を整備するものとする。

また、特別区の設置を機に、これまでの大阪府、大阪市の組織の枠にとらわれず、適材適所による最適な職員配置を実施するものとする。

(二) 職員の移管

大阪府及び大阪市の職員は、原則として事務の分担に応じて、特別区の設置の日において、特別区又は大阪府のいずれかの職員として引き継ぐこととする。

ただし、大阪市の職員のうち、特別区の設置の前において、幼稚園、保育所、一般廃棄物の収集輸送事業、高速鉄道事業、中量軌道事業、自動車運送事業又は水道事業に従事する職員は、特別区の設置の日までの間に民営化が実現されない場合には、幼稚園、保育所、一般廃棄物の収集輸送事業及び水道事業の職員は、当該職員が専ら従事している業務の管理区域が属することとなる特別区の職員として引き継ぐことを基本とし、高速鉄道事業、中量軌道事業及び自動車運送事業の職員は大阪府の職員として引き継ぐことを基本とする。

~~また、特別区の設置の前において一般廃棄物の焼却処理事業に従事する職員は、特別区の設置の日までの間に一部事務組合が設置されない場合には、当該職員が専ら従事している業務の管理区域が属することとなる特別区の職員として引き継ぐことを基本とする。~~

- ・ 職員の移管（イメージ） →別表第3 - 1
- ・ 特別区の組織体制（イメージ） →別表第3 - 2
- ・ 大阪府の組織体制（イメージ） →別表第3 - 3

(三) 職員の任免、給与その他の身分の取扱い

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、大阪府に移管される職員については大阪府の制度を適用することとし、特別区に移管される職員については特別区の設置の前において適用される大阪市の制度を適用することとする。

職員の移管にあたっては、特別区の設置の日の前後において異なる制度を適用さ

れることとなる職員について、不当に不利益を生じることのないよう調整するとともに、各々の自治体内で不均衡が生じることのないよう、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関して、公正に処理することとする。

2. 共済制度

特別区及び大阪府の全ての職員をもって組織する地方公務員共済組合は設けないこととし、大阪府の職員となった者は地方職員共済組合、特別区の職員となった者は大阪市職員共済組合の権利義務を承継する地方公務員共済組合の組合員となることとする。

八 その他特別区の設置に関し必要な事項（第5条第1項第8号関係）

1. 都区協議会

地方自治法第282条の2の規定に基づき、大阪府及び特別区の事務の処理について、大阪府と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、大阪府・特別区協議会（仮称）を設置する。

大阪府・特別区協議会の委員構成については、大阪府知事並びに北区、湾岸区、東区、南区及び中央区の5人の特別区の区長を基本に、必要に応じて議会の代表者、長の補助機関である職員、学識経験者等を構成員に加えることができることとする。

その上で、具体的な委員の選任については、特別区の設置の日以後、大阪府知事と特別区の区長の協議により定めることとする。

また、大阪府・特別区協議会の処理する事務については、地方自治法第282条の2及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第210条の16の規定に基づき、特別区財政調整交付金に係る条例を制定する場合において大阪府知事に対して意見を述べるほか、以下に掲げる事項を基本に、特別区の設置の日以後、大阪府知事と特別区の区長の協議により定めることとする。

- ・大阪市から大阪府が承継する財産の事業終了後の取扱いの協議
- ・大阪市から大阪府が承継する株式及び出資による権利の処分並びに貸付金債権の償還による収入などの取扱いの協議
- ・大阪市から大阪府が承継する財務リスクの解消時の残余財産の取扱い及び引当財源が不足する場合の財源の捻出、特別区の負担方法の協議
- ・大阪市から特別区又は大阪府が承継する事務に関して、特別区の設置の日前の要因による損失の発生が特別区の設置の日以後に新たに明らかとなった場合の財源の捻出、特別区の負担方法等の協議
- ・特別区の設置の日以後の事務の分担に関する取扱いの協議 等

併せて、協議が調わない場合において有識者等で構成する第三者機関を通じて意見の調整を行うなど、円滑な協議会運営が図られるよう、必要な事項について大阪府知事と特別区の区長の協議により定めることとする。

2. 特別区において共同で処理する事務

(一) 基本的な考え方

特別区が担う事務については、各特別区において実施することを原則とするが、以下の(二)から(四)までに掲げる事務については、専門性の確保、サービスの実施に係る公平性及び効率性の確保を図るため、一部事務組合、機関等の共同設置等の仕組みの活用により、共同で処理することとする。

(二) 全ての特別区を構成団体とする一部事務組合の設置

(1) 一部事務組合の概要

次の表に掲げる考え方を基本とし、特別区の設置の日において、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、特別区の協議により規約を定め、一部事務組合を設けるものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①名称は、大阪特別区事務組合（仮称）（以下「事務組合」という。）とする。②特別区の設置の日に設置する。③共同処理する事務は、別表第2 - 3に掲げる事務とする。④事務所の位置は、現在の大阪市役所本庁舎内とする。⑤議会の議員の定数及び選挙の方法は、特別区の協議により定める。⑥管理者は構成団体の長の互選により定める。⑦組織については、事務を担うために必要な体制を整備することとする。⑧経費は、構成団体の負担金、事業収入、国及び大阪府の支出金、交付金その他の収入をもって充てる。⑨北区は事務組合の設置の際、承継した別表第2 - 1 - 1及び第2 - 1 - 2の財産並びに別表第2 - 1 - 3の債務を全ての特別区を代表して事務組合に引き継ぐものとする。⑩事務組合が承継した財産及び債務は、全ての特別区から共同で承継されたものとみなして、持分等を定める。 |
|--|

(三) 全ての特別区による機関等の共同設置

(1) 身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所の共同設置の概要

次の表に掲げる考え方を基本とし、特別区の設置の日において、地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、特別区の協議により規約を定め、身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所を共同で設置し、事務を処理する。

- ①名称は、大阪特別区身体障がい者更生相談所（仮称）、大阪特別区知的障がい者更生相談所（仮称）とする。
- ②特別区の設置の日に設置する。
- ③執務場所は、現在の大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内とする。
- ④経費は、各特別区が負担するものとし、当該負担すべき額は、特別区の区長の協議により定める。

(2) 監査委員及び監査委員事務局の共同設置の概要

次の表に掲げる考え方を基本とし、地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、特別区の協議により規約を定め、監査委員及び監査委員事務局を共同で設置し、事務を処理する。

- ①名称は、大阪特別区監査委員（仮称）、大阪特別区監査委員事務局（仮称）とする。
- ②監査委員の選任の日に設置する。
- ③執務場所は、現在の大阪市役所本庁舎内とする。
- ④監査委員の定数、選任方法等については、地方自治法の定めるところによる。
- ⑤経費は、各特別区が負担するものとし、当該負担すべき額は、特別区の区長の協議により定める。

(四) 特別区及び他の市町村を構成団体とする一部事務組合及び広域連合

特別区の設置の前日において、大阪市が他の市町村と一部事務組合又は広域連合を設置して実施することとされていた事務は、特別区の設置の日以後においても、引き続き、当該一部事務組合又は広域連合で実施することとする。

(水防事務)

淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合

(後期高齢者医療事業)

大阪府後期高齢者医療広域連合

(一般廃棄物処理（焼却処理事業）)

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）

~~※ 特別区の設置の日までの間に同組合が設置されなかった場合は、特別区の設置の日において、全ての特別区を構成団体とする一部事務組合を設置することとする。~~

3. 特別区の支所等の事務

特別区の設置の前日において、大阪市の24区役所及び保健福祉センター（以下「現在の区役所等」という。）で実施することとされていた次の表に掲げる事務については、住民の利便性を確保するため、現在の区役所等を特別区の主たる事務所及びその支所等とすることにより実施する。

分野	支所等の事務
こども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の入所手続、保育料賦課徴収 ・ 子育て支援（相談、児童手当の受付等） ・ ひとり親家庭の支援（生活支援サービスの受付等）
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護相談・申請等 ・ 地域福祉等に関する業務（成年後見制度利用支援等） ・ 障がい者福祉に関する業務（身体障がい者手帳の申請、自立支援給付等） ・ 高齢者福祉に関する業務（敬老優待乗車証交付等） ・ 国民健康保険、介護保険、国民年金等の届出等
健康・保健	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診、予防接種、相談、医療費助成等 ・ 食品・環境衛生関係相談、医療関係届出等 ・ 精神障がい者保健福祉手帳の申請等 ・ 狂犬病予防・動物愛護等
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学事務
住民生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民登録、印鑑登録、戸籍関係等に関する業務 ・ DV（配偶者等からの暴力）対策等に関する相談
自治体運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税関係証明書の発行、区税の収納

4. 町の名称

町の名称の取扱いについては、地域の歴史、文化などを考慮し、特別区の設置の日までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めることとする。

5. その他

その他、特別区の設置に伴い必要な事項については、この協定書に示した考え方を踏まえ、処理することとする。

また、特別区の条例や予算など特別区の設置の日までに準備すべき事項については、その内容に応じて、大阪府知事と大阪市長が必要な協議を行い、定めることとする。



事務分担関係 別表

別表第1-1 [都道府県権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務]

別表第1-2 [指定都市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務]

別表第1-3 [中核市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務]

※ 中核市権限に係る法令事務には、特例市その他政令で定める市等の権限に属する事務を含む

別表第1-4 [特別区の特例により都が処理することとされている事務のうち、特別区が処理する事務]

※法令事務については、平成25年4月1日現在で整理

別表第1-5 [任意事務]

[1.任意事務]

※ 任意事務とは、要綱等事務(国の要綱・通知に基づいて実施している事務)及び任意事務(法令事務にも要綱等事務にも該当しない事務(条例に基づく事務、単独で実施している事務を含む))をいう

※ 平成24年度に実施している事務を整理

※ 「市政改革プラン」に掲げる事務については、プラン策定時(平成24年7月)の内容に沿って整理。ただし、実現した事務については、当該内容を反映

[2.道路・河川・公園等に係る事務]

※ 道路、河川、公園等に係る事務については、大阪府と特別区の双方に法令上の権限が属するため、大阪府と特別区の手分担を整理



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
地方自治法	第9条の5第1項	市町村の区域内にあらたに土地を生じたときの届出の受理	都道府県	都	
地方自治法	第9条の5第2項	届出を受理したときの告示	都道府県	都	
旅券法	第3条第1項	一般旅券の発給に係る申請受理	都道府県	都	
旅券法	第3条第2項	一般旅券の発給申請に係る申請者の身分上の事実の確認、事実の認定	都道府県	都	
旅券法	第3条第3項	一般旅券の発給申請に係る申請者が人違いでないこと等の確認	都道府県	都	
旅券法	第8条第1項	一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第8条第3項	やむを得ない理由により申請者の出頭が困難な場合の一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第10条第1項	一般旅券の記載事項訂正に係る申請受理	都道府県	都	
旅券法	第10条第4項	記載事項訂正に係る一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第12条第1項	一般旅券の査証欄増補に係る申請受理	都道府県	都	
旅券法	第12条第3項	査証欄増補に係る一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第17条第1項	一般旅券の紛失又は焼失の届出受理	都道府県	都	
旅券法	第17条第2項	やむを得ない理由により申請者の出頭が困難な場合の一般旅券の紛失又は焼失の届出受理	都道府県	都	
旅券法	第17条第3項	一般旅券の紛失又は焼失の届出に係る届出者が人違いでないこと等の確認	都道府県	都	
旅券法	第19条第5項	返納された一般旅券の受領	都道府県	都	
旅券法	第19条第6項	返納された一般旅券の消印及び還付	都道府県	都	
旅券法施行規則	第3条第1項	申請者が出頭しない場合の一般旅券発給申請の届出受理	都道府県	都	
旅券法施行規則	第3条第2項	申請者が出頭しない場合の一般旅券発給申請の届出について、出頭した者が指定した者であること等の確認	都道府県	都	
租税特別措置法	第28条の4第3項第5号イ	優良宅地の認定(個人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第28条の4第3項第6号	優良住宅の認定(個人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第31条の2第2項第15号二	優良宅地の認定(個人長期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第62条の3第4項第15号二	優良宅地の認定(法人長期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第63条第3項第5号イ	優良宅地の認定(法人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第63条第3項第6号	優良住宅の認定(法人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第20条の2第13項	中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業であること等の認定 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第25条の4第2項	中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業であること等の認定 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第25条の4第16項	中高層の耐火建築物の取得に係る特別な事情があること等の認定 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
文化財保護法	第35条第3項(第83条、第118条、第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)	重要文化財の管理等に関する指揮監督	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第36条第3項(第83条、第121条第2項(第172条第5項において準用する場合を含む。))及び第172条第5項において準用する場合を含む。)	重要文化財の管理等に関する指揮監督	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第43条第4項(第125条第3項において準用する場合を含む。)	現状変更等の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第46条の2第2項	重要文化財の管理等に関する指揮監督	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第51条第5項(第51条の2(第85条において準用する場合を含む。))及び第85条において準用する場合を含む。)	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第53条第1項	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第53条第3項	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第53条第4項	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第84条第2項において準用する第51条第5項	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第92条第1項	埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受理、指示及び命令	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第92条第2項	埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受理、指示及び命令	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第94条第1項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第94条第2項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第94条第3項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第94条第4項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第97条第1項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第97条第2項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第97条第3項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第97条第4項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第129条第2項において準用する第35条第3項	重要文化財の管理等に関する指揮監督	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第188条第1項	書類等の經由	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第188条第3項	書類等の經由	都道府県	都	經由事務
医療法	第4条第1項	地域医療支援病院名称承認	都道府県	都	
医療法	第7条第1項	病院開設許可	都道府県	都	
医療法	第7条第1項	病院開設許可【増床】申請の經由事務	都道府県	都	
医療法	第7条第2項	病院開設許可事項中一部変更許可	都道府県	都	
医療法	第7条第2項	病院開設許可事項中一部変更許可【増床】	都道府県	都	
医療法	第7条第3項	診療所病床設置等許可	都道府県	都	

別表第1-1(都道府県)

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特別等	東京都 の権限	備考
医療法	第7条第3項	診療所病床設置等許可【増床】	都道府県	都	
医療法	第8条の2第2項	病院休止届	都道府県	都	
医療法	第8条の2第2項	病院再開届	都道府県	都	
医療法	第9条第1項	病院廃止届	都道府県	都	
医療法	第9条第2項	病院開設者死亡届	都道府県	都	
医療法	第9条第2項	病院開設者失そう届	都道府県	都	
医療法	第12条第1項ただし書	病院管理医師設置許可	都道府県	都	
医療法	第12条第2項	病院2カ所管理許可	都道府県	都	
医療法	第15条第3項	法15条3項の各種届(エックス線装置等)(病院)	都道府県	都	
医療法	第16条ただし書	病院医師宿直免除許可	都道府県	都	
医療法	第18条ただし書	病院専属薬剤師設置免除許可	都道府県	都	
医療法	第23条の2	施設の人員の増員又は業務の停止命令	都道府県	都	
医療法	第24条第1項	施設の使用制限命令等	都道府県	都	
医療法	第27条	病院構造設備使用許可	都道府県	都	
医療法	第28条	管理者の変更命令	都道府県	都	
医療法	第29条第1項	開設許可の取消等	都道府県	都	
医療法	第30条	弁明の機会の付与	都道府県	都	
医療法	第35条第1項	公的医療機関に対する命令	都道府県	都	
医療法	第35条第2項	公的医療機関に対する指示	都道府県	都	
医療法施行令	第4条第1項	病院開設許可及び開設届出事項中一部変更届	都道府県	都	
医療法施行令	第4条の2第1項	病院開設届	都道府県	都	
医療法施行令	第4条の2第2項	病院管理医師変更届	都道府県	都	
医療法施行規則	第23条	検査の申出の受理	都道府県	都	
医療法施行規則	第51条	療養病床等の転換にかかる経過的措置に関する届出の受理	都道府県	都	
クリーニング業法	第6条	免許の申請の受理に関する事務	都道府県	都	經由事務
クリーニング業法	第7条第1項	クリーニング師の試験の受験の申し込み受理に関する事務	都道府県	都	經由事務
クリーニング業法施行令	第1条第2項	免許証の訂正の申請受理	都道府県	都	經由事務
クリーニング業法施行令	第1条第3項	免許証の再交付の申請受理	都道府県	都	經由事務
薬事法	第24条第2項	許可の更新	都道府県	都	薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者に係るものに限る。
薬事法	第38条において準用する第10条	医薬品販売業の休廃止等の届出の受理	都道府県	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
薬事法	薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下「改正法」という。)附則第9条の規定により適用される第69条第2項	薬局開設者及び店舗販売業者への立入検査等	都道府県	都	同上
薬事法	第70条第1項	薬局開設者及び店舗販売業者に対する法令違反の医薬品等の廃棄等の命令	都道府県	都	同上
薬事法	第72条第4項	薬局開設者及び店舗販売業者に対する許可基準を満たさないおそれのある不適格な構造設備の改善命令等	都道府県	都	同上
薬事法	第72条の4第1項	法令違反の薬局開設者及び店舗販売業者に対する業務改善命令	都道府県	都	同上
薬事法	第72条の4第2項	許可条件違反の薬局開設者及び店舗販売業者に対する是正命令	都道府県	都	同上
薬事法	改正法附則第9条の規定により適用される第73条	薬局開設者及び店舗販売業者に対する不適切な管理者の変更命令	都道府県	都	同上
薬事法	改正法附則第9条の規定により適用される第75条第1項	薬局開設者及び店舗販売業者に対する業の許可の取消	都道府県	都	同上
薬事法	第76条	薬局開設及び店舗販売業の許可等の更新拒否に係る通知等	都道府県	都	同上
薬事法	第79条第1項	条件及び期限の付加等	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第44条	薬局開設及び店舗販売業の許可証の交付	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第45条第2項	薬局開設及び店舗販売業の許可証の書換え交付	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第46条第2項	薬局開設及び店舗販売業の許可証の再交付	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第46条第3項	紛失した薬局開設及び店舗販売業の許可証を発見した際の返納の受理	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第47条	薬局開設及び店舗販売業の許可証の返納の受理	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第48条	薬局開設及び店舗販売業の許可台帳の備え	都道府県	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第12条の2第1項	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録の申請の受理	都道府県	都	經由事務
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	第32条	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録証明書の交付	都道府県	都	經由事務
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	第33条第1項	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録変更等の届出の受理	都道府県	都	經由事務
工業用水法	第3条第1項	工業用水の採取の許可	都道府県	都	
工業用水法	第4条第1項	工業用水の採取の許可の申請の受理	都道府県	都	
工業用水法	第7条第1項	工業用水採取井戸の変更の許可	都道府県	都	
工業用水法	第9条	工業用水採取者の氏名等の変更の届出の受理	都道府県	都	
工業用水法	第10条第3項	工業用水採取許可の承継の届出の受理	都道府県	都	
工業用水法	第11条	許可井戸廃止届の受理	都道府県	都	
工業用水法	第13条	工業用水採取の許可の取消し	都道府県	都	
工業用水法	第14条	工業用水採取許可者に対する緊急措置	都道府県	都	
工業用水法	第22条第1項	土地の立入許可	都道府県	都	
工業用水法	第22条第2項	土地の立入の事前通知	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
工業用水法	第22条第6項	土地の立入による損失補償	都道府県	都	
工業用水法	第24条	工業用水採取許可井戸の状況報告の徴収	都道府県	都	
工業用水法	第25条第1項	工業用水採取許可井戸への立入検査	都道府県	都	
工業用水法	第26条第1項	聴聞の特例	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の9第1項	個人施行者の施行する第一種市街地再開発事業の施行の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の15第1項(第7条の16第2項及び第7条の20第2項において準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の16第1項	規準又は規約及び事業計画の変更の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の17第4項	施行者の変動に係る認可	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の17第7項	施行者の変動に係る届出の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の17第8項	認可及び受理に係る公告	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の19第1項	審査委員の承認	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の20第1項	事業についての終了の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第11条第1項	第一種市街地再開発事業に係る市街地再開発組合の設立の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第11条第2項	第一種市街地再開発事業に係る市街地再開発組合の設立の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第11条第3項	設立された組合(事業計画決定前に設立した組合)に係る事業計画の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第16条第1項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)	認可申請に係る事業計画の縦覧	都道府県	都	
都市再開発法	第16条第2項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)	縦覧に供した事業計画に係る意見書の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第16条第3項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)	意見書に係る修正命令又は採択しない旨の通知	都道府県	都	
都市再開発法	第16条第5項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)	命令に伴う修正の申告の受理及びこれに伴う手続の実施	都道府県	都	
都市再開発法	第19条第1項(第38条第2項において準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	都道府県	都	
都市再開発法	第19条第2項(第38条第2項において準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	都道府県	都	
都市再開発法	第27条第4項第3号	組合の財産状況等について法令・定款に違反している等の事項がある場合の報告の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第27条第8項	組合から提出される事業報告書等の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第28条第1項	組合の理事長の氏名等の届出の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第28条第2項	届出に伴う公告	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市再開発法	第38条第1項	組合の定款又は事業計画若しくは事業方針の変更の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第45条第4項	組合の解散の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第45条第6項	組合の設立認可の取消し又は解散認可の公告	都道府県	都	
都市再開発法	第48条の2第3項	組合の解散及び清算を監督する裁判所の要請による意見の陳述及び調査	都道府県	都	
都市再開発法	第48条の2第4項	組合の解散及び清算を監督する裁判所への意見の申述	都道府県	都	
都市再開発法	第49条	市街地再開発組合の清算に係る決算報告の承認	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の2第1項	再開発会社による市街地再開発事業の施行の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の8第1項(第50条の9第2項、第50条の12第2項及び第50条の15第2項において準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の9第1項	規準又は事業計画の変更の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の12第1項	再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の14第1項	審査委員の承認	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の15第1項	事業の終了の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第72条第1項(第72条第4項において準用する場合を含む。)	権利変換計画の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第99条の3第3項(第99条の8第5項及び第118条の28第2項において準用する場合を含む。)	特定建築者の決定に係る承認	都道府県	都	
都市再開発法	第112条	第一種市街地再開発事業に係る事業代行開始の決定	都道府県	都	
都市再開発法	第113条(第118条の30第2項において準用する場合を含む。)	決定に係る公告	都道府県	都	
都市再開発法	第114条(第118条の30第2項において準用する場合を含む。)	決定に係る事業の代行	都道府県	都	
都市再開発法	第117条第1項(第118条の30第2項において準用する場合を含む。)	事業代行の終了の公告	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)	管理処分計画の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の28(法第99条の3第3項を準用)	特定建築者の決定に係る承認	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の30第1項	第二種市街地再開発事業に係る再開発会社の事業の代行の開始の決定	都道府県	都	
都市再開発法	第124条第3項	市街地再開発事業の施行の促進を図るために必要な措置の命令	都道府県	都	
都市再開発法	第124条の2第1項	第一種市街地再開発事業の個人施行者に対する検査、必要な措置の命令	都道府県	都	
都市再開発法	第124条の2第2項	個人施行者に対する第一種市街地再開発事業の施行の認可の取消し	都道府県	都	
都市再開発法	第124条の2第3項	取消しに伴う公告	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第1項	組合の施行する第一種市街地再開発事業に対する監督上必要な検査	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第2項	組合の施行する第一種市街地再開発事業に対する組合員の請求に基づく検査	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第3項	検査に基づく組合に対する処分の取消し等必要な措置の命令	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市再開発法	第125条第4項	組合の設立の認可の取消し	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第5項	組合の総会等の招集	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第6項	組合の理事等の解任の投票の実施	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第7項	市街地再開発組合の総会等の議決等の取消し	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第1項	再開発会社の施行する市街地再開発事業に対する監督上必要な検査	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第2項	再開発会社の施行する市街地再開発事業に対する権利者の請求に基づく検査	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第3項	検査に基づく再開発会社に対する処分等の取消し等必要な措置の命令	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第4項	再開発会社に対する市街地再開発事業の施行の認可の取消し	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第5項	認可の取消しに伴う公告	都道府県	都	
都市再開発法	第128条第1項	組合等による処分に係る審査請求についての裁決	都道府県	都	
都市再開発法	第133条第1項	施設建築物等の管理規約の認可	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第4条の2第3項(第22条の3において準用する場合を含む。)	個人施行者に対する審査委員の解任の承認	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第2項	都市再開発法第125条第6項の規定による組合の理事等の解任の投票に係る解任投票所の決定等	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第4項を準用)	投票に係る権限を証する書面の受理	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第6項を準用)	投票に係る投票用紙の交付	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第8項を準用)	投票に係る職員の指名及び投票の拒否	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第9項を準用)	投票に係る投票拒否の場合の意見の聴取	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第10項を準用)	投票に係る点検及び有効投票数の計算	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第11項を準用)	投票に係る効力の決定	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第14条第1項を準用)	投票に係る結果の公告	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第15条第1項を準用)	投票に係る解任投票録の作成等	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第15条第2項を準用)	投票に係る解任投票録の保存	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条第1項を準用)	投票及びその結果の効力に係る異議の申出の受理	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条第2項を準用)	異議に対する決定等	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条第3項を準用)	異議に対する投票の無効の決定	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条第4項を準用)	異議に対する投票の無効の決定	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第49条	施設建築物等の管理規約に対する意見書の要旨の受理	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第52条第2項	固定資産税の軽減の対象となる耐火建築物の認定	都道府県	都	
都市再開発法施行規則	第39条第2項	市街地再開発事業の施行等の認可に伴う公告をしたときの掲示	都道府県	都	
都市再開発法施行規則	第39条第3項	市街地再開発事業の事業計画の変更等の認可に伴う公告をしたときの掲示	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第47条第1項(都市再開発法を準用)	防災街区計画整備組合が法45条第1項第1号及び2号に掲げる事業を第一種市街地再開発事業として行うときの許認可関連事務	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第122条第1項	防災街区整備事業の施行の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第128条第1項(第129条 第2項・第132条第2項に おいて準用する場合を 含む。)	施行認可の公告及び国土交通大臣に対する 図書の送付	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第129条第1項	規準・規約、事業計画の変更の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第130条	規約の認可及び変動届出の受理に係る公告 (都市再開発法第7条の17第8項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第130条	事業の個人旅行者に変動を生じたときの届 出の受理(都市再開発法第7条の17第7項を 準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第130条	認可及び届出の受理に係る公告(都市再開 発法第7条の17第7項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第131条第1項	事業に係る審査委員の承認	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第132条第1項	事業の終了の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第136条第1項	防災街区整備事業組合の設立の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第136条第2項	防災街区整備事業組合の設立の認可(事業 計画決定前)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第136条第3項	事業計画の認可(136条2項の事業組合の場 合)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第140条第3項(第157 条第2項・第169条・第 172条第2項において準 用する場合を含む。)	意見書に基づく事業計画の修正命令又は意 見不採択の通知	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第140条第4項(第157 条第2項・第169条・第 172条第2項において準 用する場合を含む。)	修正命令を受けて事業計画を修正したとき の申告の受理及びこれに伴う縦覧等の事務	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第140条第6項(第157 条第2項・第169条・第 172条第2項において準 用する場合を含む。)	設立認可に伴う公告及び国土交通大臣に対 する図書の送付	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第143条第1項(第157 条第2項において準用 する場合を含む。)	設立認可に伴う公告及び国土交通大臣に対 する図書の送付(136条2項の事業組合の場 合)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第143条第2項(第157 条第2項において準用 する場合を含む。)	認可に伴う公告及び国土交通大臣に対する 図書の送付	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第148条第3項	事業組合の財産状況等について法令・定款 に違反している等の事項がある場合の報告 の受理(都市再開発法第27条第4項第3号を 準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第148条第3項	事業組合から提出される事業報告書等の受 理(都市再開発法第27条第8項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第148条第3項	事業組合の理事長の氏名等の届出の受理 (都市再開発法第28条第1項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第148条第3項	届出に伴う公告(都市再開発法第28条第2項 を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第157条第1項	事業組合の定款又は事業計画若しくは事業 基本方針の変更の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第163条第4項	事業組合の解散の認可	都道 府県	都	

別表第1-1(都道府県)

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第163条第6項	事業組合の設立認可の取消し又は解散認可 の公告	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第164条	組合の解散及び清算を監督する裁判所の要 請による意見の陳述及び調査(都市再開発 法第48条の2第3項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第164条	事業組合の解散及び清算を監督する裁判所 への意見の申述(都市再開発法48条の2第4 項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第164条	事業組合の清算に係る決算報告の承認(都 市再開発法第49条を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第165条第1項	事業会社による防災街区整備事業の施行の 認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第171条第1項(第172 条第2項・第175条第2 項・第178条第2項にお いて準用する場合を含む。)	施行認可に係る公告及び国土交通大臣に対 する図書の送付	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第172条第1項	規準又は事業計画の変更の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第175条第1項	事業会社の合併若しくは分割又は事業の譲 渡及び譲受の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第177条第1項	審査委員の選任に係る承認	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第178条第1項	事業の終了の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第204条第1項	権利変換計画の決定に係る認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第204条第4項	権利変換計画の変更に係る認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第236条第3項(第241 条第5項において準用 する場合を含む。)	特定建築者の決定に係る承認	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第258条第1項	事業の継続が困難な場合の事業代行開始の 決定	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第258条第2項	事業代行開始の決定に係る公告	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第259条	決定に係る事業の代行	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第261条第1項	事業代行の終了の公告	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第268条第3項	事業の施行の促進を図るために必要な措置 の命令	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第269条第1項	個人旅行者の施行する事業に対する検査及 び必要な措置(処分の取消し等)の命令	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第269条第2項	個人旅行者に対する事業の施行の認可の取 消し	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第269条第3項	認可の取消しに伴う公告	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第1項	事業組合の施行する事業に対する監督上必 要な検査	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第2項	事業組合の施行する事業に対する組合員の 請求に基づく検査	都道 府県	都	

別表第1-1(都道府県)

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第3項	事業組合に対する必要な措置(処分の取消 し等)の命令	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第4項	事業組合の設立の認可の取消し	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第5項	組合員の申出に基づく事業組合の総会等の 招集	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第6項	組合員の申出に基づく事業組合の理事等の 解任に係る投票の実施	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第7項	組合員の請求に基づく事業組合の総会等の 議決等の取消し	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第1項	事業会社の施行する事業に対する監督上必 要な検査	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第2項	事業会社の施行する事業に対する権利者の 請求に基づく検査	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第3項	事業会社に対する必要な措置(処分の取消 し等)の命令	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第4項	事業会社に対する事業の施行の認可の取消 し	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第5項	認可の取消しに伴う公告	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第277条第1項	防災施設建築物等の管理規約の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第306条第1項	事業組合等がした処分等についての審査請 求の受理及び裁決	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第26条第3項(第30条に おいて準用する場合を 含む。)	個人施行者及び事業会社に対する審査委員 の解任に係る承認	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第2項を 準用)	法第270条第6項の規定による事業組合の理 事等の解任の投票に係る解任投票所等の決 定及び公告	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第4項を準 用)を準用)	投票に係る権限を証する書面の提出の受理	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第6項を準 用)を準用)	投票用紙の交付	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第8項を準 用)を準用)	投票に係る職員の指名及び投票の拒否	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第9項を準 用)を準用)	投票を拒否する場合の立会人の意見の聴取	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第10項を 準用)を準用)	投票の点検及び有効投票数の計算	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第11項を 準用)を準用)	投票の効力の決定	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第14条第1項を準 用)を準用)	投票の結果の公告	都道 府県	都	

別表第1-1(都道府県)

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第15条第1項を準 用)を準用)	解任投票録の作成、投票の次第の記載及び 解任投票録への署名	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第15条第2項を準 用)を準用)	投票に係る解任投票録の保存	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第16条第1項を準 用)を準用)	投票及びその結果の効力に係る異議の申出 の受理	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第16条第2項を準 用)を準用)	異議の申出に対する決定等	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第16条第3項・第 4項を準用)を準用)	異議の申出があった場合の投票の無効の決 定	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 規則	第121条第2項	事業の施行に係る認可に伴う公告をしたとき の掲示	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 規則	第121条第3項	事業計画の変更等の認可に伴う公告をした ときの掲示	都道 府県	都	
土地区画整理法	第86条第1項	土地区画整理事業の換地計画の認可(独立 行政法人都市再生機構・公社施行に係る事 務に限る)	都道 府県	都	
土地区画整理法	第97条第1項	換地計画の変更の認可(独立行政法人都市 再生機構・公社施行に係る事務に限る)	都道 府県	都	
土地区画整理法	第103条第3項	換地処分届書の届出の受理(独立行政法人都市 再生機構・公社施行に係る事務に限る)	都道 府県	都	
土地区画整理法	第103条第4項	換地処分に係る公告(独立行政法人都市再 生機構施行に係る事務に限る)	都道 府県	都	
温泉法	第3条第1項	土地掘削許可申請受理	都道 府県	都	経由事務
温泉法	第6条第1項	承認の申請の受理	都道 府県	都	経由事務
温泉法	第7条第1項	承認の申請の受理	都道 府県	都	経由事務
温泉法	第7条の2第1項	土地掘削変更許可申請受理	都道 府県	都	経由事務
温泉法	第11条第1項	温泉増掘・動力装置許可申請受理	都道 府県	都	経由事務
温泉法	第14条の2第1項	温泉採取許可申請の受理	都道 府県	都	経由事務
温泉法	第14条の3第1項	温泉採取許可合併(分割)承認申請受理	都道 府県	都	経由事務
温泉法	第14条の4第1項	温泉採取許可相続承認申請受理	都道 府県	都	経由事務
温泉法	第14条の5第1項	可燃性天然ガス濃度確認申請受理	都道 府県	都	経由事務
温泉法	第14条の7第1項	温泉採取施設等変更許可申請受理	都道 府県	都	経由事務
鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律	第9条第1項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許 可	都道 府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律	第9条第5項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許 可に関する条件の付加	都道 府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律	第9条第7項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許 可証の交付	都道 府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律	第9条第8項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等従事 者証の交付	都道 府県	都	

別表第1-1(都道府県)

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特別等	東京都 の権限	備考
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第9項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許可証又は従事者証の再交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第11項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許可証又は従事者証の返納の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第13項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等結果報告の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第10条第1項	許可に係る措置命令等	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第10条第2項	許可の取消し	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第1項	鳥獣の飼養登録	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第3項	鳥獣の飼養登録票の交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第5項	鳥獣の飼養登録有効期間の更新	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第6項	鳥獣の飼養登録票の再交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第20条第3項	届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第21条第1項	登録票等の返納等	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第22条第1項	登録を受けた者に対する措置命令等	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第22条第2項	登録の取消し	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第75条第1項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の報告の徴収	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第75条第3項	立入検査	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第11項	捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第12項	捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第13項	捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第14項	捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第20条第5項	所在地等の変更及び亡失の届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第20条第6項	所在地等の変更及び亡失の届出の受理	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第5条第3項	第一種指定化学物質の排出量等の届出の経由及び意見の付与	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第6条第3項	対応化学物質分類名による届出に係る大臣 からの通知の受理	都道 府県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第7条第2項	対応化学物質分類名への変更を認めないこ とに係る大臣からの通知の受理	都道 府県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第7条第3項	対応化学物質分類名への変更を認めること に係る第一種指定化学物質の名称の大臣か らの通知の受理	都道 府県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第7条第5項	対応化学物質分類名への変更の届出に係る 大臣への説明要求	都道 府県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第8条第2項	第一種指定化学物質の排出量等の届出に 係る記録事項の通知の受理	都道 府県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第8条第4項	第一種指定化学物質の排出量等の届出に 係る記録事項の集計結果の通知の受理	都道 府県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第8条第5項	大臣から通知のあった第一種指定化学物質 の排出量等の届出に係る記録事項の集計及 び公表	都道 府県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第13条	国が行う調査に関する資料の提供の要求又 は意見の陳述	都道 府県	都	



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
特定非営利活動促進法	第10条第1項	設立の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第10条第2項	認証申請の公告及び縦覧	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第12条第3項	認証又は不認証の決定の通知	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第13条第2項	設立登記をしたことの届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第13条第3項	設立認証の登記をしないときの設立認証取消	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第17条の3	仮理事の選任	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第17条の4	特別代理人の選任	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第18条第3号	監査の結果不正行為等を発見した場合の監事からの報告の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第23条第1項	役員変更届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第25条第3項	定款変更の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第25条第6項	定款変更(認証を受けなければならない事項にかかるものを除く)届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第25条第7項	定款変更登記をしたことの届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第29条	事業報告書等の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第30条	事業報告書等の閲覧及び謄写	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第31条第2項	解散の認定(第3号事由)	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第31条第4項	解散の届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第31条の8	清算人の届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条第2項	残余財産譲渡の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条の2第3項	裁判所への意見の陳述、調査	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条の2第4項	裁判所に対する意見の申述	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条の3	清算終了の届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第34条第3項	合併の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第41条第1項	報告及び検査	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第42条	改善命令	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条第1項・第2項	設立認証取消	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条第4項	聴聞の期日における審理を公開しない理由を記載した書面の交付	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条の2	意見聴取	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条の3	警察本部長からの意見申述の受理	指定都市	都	
教育公務員特例法	第26条第2項	主幹教諭等が大学院の課程等を履修するための休業許可申請の受理	指定都市	都	任命権者の権限
教育公務員特例法	第28条第2項	主幹教諭等が大学院の課程等を履修するための休業許可の取消	指定都市	都	任命権者の権限
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第37条第1項	県費負担教職員の任免、給与決定、休職及び懲戒に関する事務	指定都市	都	
文化財保護法	第93条第1項において準用する第92条第1項	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための発掘に関する届出の受理	指定都市	都	
文化財保護法	第93条第2項	法第93条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項の指示	指定都市	都	

別表第1-2(指定都市)

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特別等	東京都 の権限	備考
文化財保護法	第96条第1項	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときの届出の受理	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第2項	法第96条第1項の届出があった場合において、必要があると認める場合のその現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止命令	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第3項	法第96条第2項の命令をしようとする場合の関係地方公共団体からの意見聴取	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第5項	法第96条第1項の届出があった場合において、必要があると認める場合のその現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止命令の延長	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第7項	法第96条第1項の届出がなされなかった場合の法第96条第2項及び第5項の措置命令、期間の延長	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第8項	現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止命令をしない場合の当該遺跡の保護上必要な指示	指定都市	都	
文化財保護法	第154条第1項第4号	法第96条第2項、第5項の停止・禁止命令、期間の延長の際の聴聞	指定都市	都	
埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則	第3条第2項	非常災害時の事由により事前の届出を要しない場合の発掘を行った者からの事後の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第6条の4第1項	里親の認定	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ロ	児童相談所業務内容	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ハ	児童相談所業務内容	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ニ	児童相談所業務内容	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ホ	児童相談所業務内容	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ヘ	里親への情報提供、助言、研修その他の援助、事務の委任	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第3項	里親への情報提供、助言、研修その他の援助、事務の委任	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第4項	里親への情報提供、助言、研修その他の援助、事務の委任	指定都市	都	
児童福祉法	第12条第1項	児童相談所 設置	指定都市	都	
児童福祉法	第12条の2第2項	児童相談所長の監督	指定都市	都	
児童福祉法	第13条第1項	児童福祉司の設置	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の3第1項	指定障がい児通所支援事業者の指定	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の16第1項	指定障がい児通所支援事業者の指定の更新	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の19第1項	指定障がい児通所支援事業者の指定に係る事項の変更及び事業の廃止・休止の届出の受理等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の19第2項	指定障がい児通所支援事業者の指定に係る事項の変更及び事業の廃止・休止の届出の受理等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の21第1項	都道府県知事等による指定障がい児通所支援事業者等に係る報告等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の21第4項	都道府県知事等による指定障がい児通所支援事業者等に係る報告等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第1項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第2項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第3項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第4項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第5項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第21条の5の23第1項	指定障がい児通所支援事業者の指定の取消し等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の23第2項	指定障がい児通所支援事業者の指定の取消し等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の24	指定障がい児通所支援事業者に関する公示	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の2第1項	指定障がい児入所施設の指定	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の2第1項	障がい児入所給付費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第2項	障がい児入所給付決定等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第3項	障がい児入所給付費の支給決定の意見(児童相談所長)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第6項	障がい児入所給付決定等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第8項	障がい児入所給付決定等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第10項	障がい児入所給付決定等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第11項	障がい児入所給付決定等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の4第1項	入所給付決定の取消	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の4第2項	入所給付決定の取消	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の5	災害等の特例	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の6第1項	高額障がい児入所給付費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の7第1項	特定入所障がい児食費等給付費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の7第2項	特定入所障がい児食費等給付費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の9第1項	指定障がい児入所施設の設置者からの申請の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の10第1項	指定障がい児入所施設の指定の更新	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の13	指定障がい児入所施設の設置者に係る事項の変更の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の14	指定障がい児入所施設に係る指定の辞退の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の15第1項	指定障がい児入所施設の設置者等に係る報告等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の16	指定障がい児入所施設等に対する勧告、命令等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の17	指定障がい児入所施設の指定の取消し等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の18	指定障がい児入所施設に関する公示	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の19第1項	指定障がい児入所施設等に関する情報提供	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の19第2項	指定障がい児入所施設等に関する情報提供	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の20第1項	障がい児入所医療費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の20第3項	障がい児入所医療費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第1項	障がい児入所給付費等の支給(二十歳に達するまで支給)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第3項	年齢超過児の障がい児入所給付費の支給決定の意見(児童相談所長)	指定都市	都	
児童福祉法	第25条の7第1項第3号	児童自立生活援助の実施が適当である旨の報告の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第25条の7第1項第4号	出頭要求等の実施が適当である旨の通知の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第27条第1項	都道府県の採るべき措置	指定都市	都	

別表第1-2(指定都市)

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第27条第2項	都道府県の採るべき措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条第3項	都道府県の採るべき措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条第5項	都道府県の採るべき措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条第6項	都道府県の採るべき措置(児童福祉審議会の意見聴取)	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条の2第1項	保護処分を受けた児童の児童自立支援施設等への入所措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条の2第1項	児童の入所	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条の3	家庭裁判所への送致	指定 都市	都	
児童福祉法	第28条第1項	保護者の児童虐待等の場合の措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第28条第2項	保護者の児童虐待等の場合の措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第28条第3項	保護者の児童虐待等の場合の措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第29条	立入調査	指定 都市	都	
児童福祉法	第30条第1項	同居児童の届出	指定 都市	都	
児童福祉法	第30条第2項	同居児童の届出	指定 都市	都	
児童福祉法	第30条の2	里親等に対する指示等	指定 都市	都	
児童福祉法	第31条第2項	保護期間の延長等	指定 都市	都	
児童福祉法	第31条第3項	保護期間の延長等	指定 都市	都	
児童福祉法	第31条第5項	保護期間の延長等	指定 都市	都	
児童福祉法	第32条第1項	措置を採る権限の児童相談所長への委任	指定 都市	都	
児童福祉法	第32条第2項	措置を採る権限の福祉事務所長への委任	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の4第1項第1号	措置の解除に係る説明等	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の4第1項第4号	措置の解除に係る説明等	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の4第1項第5号	措置の解除に係る説明等	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の6	児童自立生活援助事業の実施等	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の12第1項	被措置児童虐待の通告受理、被措置児童からの届出受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の12第3項	被措置児童虐待の通告受理、被措置児童からの届出受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の14第3項	被措置児童虐待の通告の通知	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条第2項	児童の一時保護及び児童の一時保護に係る審議会への意見聴取	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条第4項	児童の一時保護及び児童の一時保護に係る審議会への意見聴取	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条第5項	児童の一時保護及び児童の一時保護に係る審議会への意見聴取	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の2第1項ただし書	一時保護に係る児童に係る親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の8第2項ただし書	親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の14第1項	被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の14第2項	被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の14第1項	被措置児童等虐待の防止等	指定 都市	都	

別表第1-2(指定都市)

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第33条の14第2項	被措置児童等虐待の防止等	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の15第2項	都道府県児童福祉審議会への報告	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の16	被措置児童等虐待の状況等の公表	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の3第2項	障がい児通所支援事業又は障がい児相談支援事業(以下「障がい児通所支援事業等」という。)の事業開始等	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の3第3項	障がい児通所支援事業等の事業開始等	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の3第4項	障がい児通所支援事業等の事業開始等	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の4	児童自立生活援助事業等を行う者の事業開始の届出の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の5第1項・第2項	障がい児通所支援事業等を行う者からの報告の徴収等	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の5第1項・第2項	児童自立生活援助事業等を行う者からの報告の徴収等	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の6	障がい児通所支援事業等への事業の制限又は停止命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の6	児童自立生活援助事業等を行う者への事業の制限又は停止命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の19	養育里親名簿の作成	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の20第2項	養育里親名簿の作成	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第2項	児童福祉施設(児童自立支援施設)の設置	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第3項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設に限る)の設置の届出受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第3項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置の届出受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第3項	児童福祉施設(障がい児入所施設及び児童発達支援センター)の設置の届出の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置の認可	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置認可	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)の設置の認可	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第6項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の廃止又は休止の届出受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第6項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児童厚生施設)の廃止又は休止の届出受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第6項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(障がい児入所施設及び児童発達支援センター)廃止等の届出の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第7項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の廃止・休止承認	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第7項	民間の児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の廃止又は休止の承認	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第7項	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)の廃止、休止の承認	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	児童福祉施設(児童厚生施設)にかかる報告の徴収等	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置者等に対する報告の徴収、施設の立入調査・検査	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	児童福祉施設(障がい児入所施設・児童発達支援センター)についての報告聴取	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第46条第1項	里親からの報告の徴収	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第3項	児童福祉施設(障がい児入所施設・児童発達支援センター)に対する改善命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第3項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置者に対する改善命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第3項	児童福祉施設(児童厚生施設)にかかる改善の勧告・命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第4項	児童福祉施設(児童厚生施設)にかかる基準に達しておらず有害である場合の事業停止命令・児童福祉審議会の意見聴取	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第4項	児童福祉施設(障がい児入所施設・児童発達支援センター)に対する業務停止命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第4項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置者に対する事業の停止命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第47条第1項ただし書	親権を行う者がいない児童の縁組の承諾	指定 都市	都	
児童福祉法	第47条第2項	親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可	指定 都市	都	
児童福祉法	第47条第5項	親権者、未成年後見人の意に反した措置についての報告の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第47条第5項	緊急で措置をとった場合の施設長等からの報告(の受理)	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第2号	費用の支弁(児童福祉司に要する費用)	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第3号	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第6号	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の2	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の3	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の4	障がい児入所給付費等の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の4	特定入所障がい児食費等給付費の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第7号	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第7号の2	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第7号の3	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第8号	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第9号	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第1項	負担能力の認定	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第6号及び第6号の3に係る部分のうち助産に係る部分に限る)	徴収金の決定	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第6号及び第6号の3に係る部分のうち母子保護に係る部分に限る)	徴収金の決定	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第7号に係る部分に限る)	徴収金の決定	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第7号に係る部分に限る)	費用の徴収及び負担	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第7号の2、第7号の3に係る部分に限る)	費用の徴収	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第56条第8項	資料の請求	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第8項	負担能力の認定等のための書類の閲覧等	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の新設等に要する費用の補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の新設等に要する費用の補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)に対する補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の新設等に要する費用の補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の新設等に要する費用の補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)に対する補助がされたときに、予算の変更指示等の権限	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の3	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)に対する補助金の返還命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の3	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置者に対して既に交付した補助金の全部又は一部の返還命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の3	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置者に対して既に交付した補助金の全部又は一部の返還命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第57条の2第3項	不正利得の徴収	指定 都市	都	
児童福祉法	第57条の2第4項	不正利得に係る加算金の徴収	指定 都市	都	
児童福祉法	第57条の3第2項	障がい児入所給付費等の支給に係る報告命令、質問	指定 都市	都	
児童福祉法	第57条の4第2項	障がい児入所給付費等の支給に係る資産状況等の報告命令、質問	指定 都市	都	
児童福祉法	第58条	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置認可の取消し	指定 都市	都	
児童福祉法	第58条	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置認可の取消し	指定 都市	都	
児童福祉法	第58条	児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)が処分等に違反したときの、認可の取消し	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無届・無認可児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)に対する報告聴取・設備等の調査	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無届・無認可児童福祉施設(児童厚生施設)に対する報告聴取・設備等の調査	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無届・無認可児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)に対する報告聴取・設備等の調査	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無届・無認可児童福祉施設(児童厚生施設)の設備又は運営の改善等の勧告	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無届・無認可児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設備又は運営の改善等の勧告	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無届・無認可児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)の設備又は運営の改善等の勧告	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第4項	上記の勧告に従わなかった旨の公表(障がい児入所施設、児童発達支援センター)	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第4項	上記の勧告に従わなかった旨の公表(児童養護施設等)	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第4項	上記の勧告に従わなかった旨の公表(児童厚生施設)	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第59条第5項	無届・無認可児童福祉施設(児童厚生施設)に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第5項	無届・無認可児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第5項	無届・無認可児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第1条第2項	児童自立生活援助事業の対象者の認定	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第3条	児童相談所設置等の報告	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第28条	措置の解除・変更等における児童福祉施設長等からの意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第29条	里親認定における都道府県児童福祉審議会の意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第32条第1項	保護者の意向と措置が一致しないとき児童福祉審議会の意見聴取、措置の報告	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第32条第2項	保護者の意向と措置が一致しないとき児童福祉審議会の意見聴取、措置の報告	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第33条	同居児童の居住地変更の通知(新居住地の知事に対して)	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第36条	児童自立支援施設の設置	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第38条	最低基準の実地検査	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第1号	負担金の返還	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第2号	負担金の返還	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第3号	負担金の返還	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第4号	負担金の返還	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第5号	負担金の返還	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第6号	負担金の返還	指定都市	都	
身体障害者福祉法	第11条第1項	身体障がい者更生相談所の設置	指定都市	都	
身体障害者福祉法	第11条の2第1項	身体障がい者更生相談所への身体障がい者福祉司の設置	指定都市	都	
身体障害者福祉法施行令	第2条	判定書の交付	指定都市	都	
知的障害者福祉法	第12条第1項	知的障がい者更生相談所の設置	指定都市	都	
知的障害者福祉法	第13条第1項	知的障がい者更生相談所への知的障がい者福祉司の設置	指定都市	都	
知的障害者福祉法施行令	第1条	療育手帳の判定結果通知書の交付、相談に係る心理所見や意見書の交付	指定都市	都	
発達障害者支援法	第6条第3項	早期の発達支援	指定都市	都	
発達障害者支援法	第10条第1項	発達障がい者の特性に応じた適切な就労の機会の確保	指定都市	都	
発達障害者支援法	第14条第1項	発達障がい者支援センターの指定	指定都市	都	
発達障害者支援法	第16条	発達障がい者支援センターに対する報告の徴収等	指定都市	都	
発達障害者支援法	第17条	発達障がい者支援センターに対する改善命令	指定都市	都	
発達障害者支援法	第18条	発達障がい者支援センターの指定の取消し	指定都市	都	
発達障害者支援法	第19条第1項	専門的な医療機関の確保	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第8条の2第1項	出頭要求	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の種別	備考
児童虐待の防止等に関する法律	第8条の2第2項	出頭要求(書面による告知)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第8条の2第3項	出頭要求(出頭の求めに応じない場合の措置)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条第1項	立入調査等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の2第1項	再出頭要求	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の2第2項において準用する第8条の2第2項	再出頭要求(書面による告知)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第1項	臨検または捜索	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第2項	臨検または捜索(必要な調査又は質問)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第3項	臨検または捜索(許可状請求の場合における資料提出)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第4項	臨検または捜索(許可状の交付受け)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第5項	臨検または捜索(許可状)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第10条第1項後段	警察署長への援助要請	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第10条第2項	警察署長への援助要請	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第10条の3	臨検等の終了に関する報告の受理	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第11条第3項	児童虐待を行った保護者に対する指導の勧告等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第11条第4項	児童虐待を行った保護者に対する指導の勧告等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の2第2項	(施設入所措置が採られた場合)親権者の意に反する場合の法28条による施設入所が必要な旨の報告の受理	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の3	(一時保護を行っている場合)親権者の意に反する場合の法28条による施設入所が必要な旨の報告の受理	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第1項	接近禁止命令、更新及び取消し等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第2項	接近禁止命令、更新及び取消し等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第3項	接近禁止命令、更新及び取消し等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第6項	接近禁止命令、更新及び取消し等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第13条	施設入所等の措置の解除に関する児童福祉司等の意見聴取等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第13条の4	児童福祉審議会等への報告	指定都市	都	
少年法	第6条の7第1項	都道府県知事又は児童相談所長の家庭裁判所への送致	指定都市	都	
少年法	第6条の7第2項	都道府県知事又は児童相談所長の家庭裁判所への送致	指定都市	都	
少年法	第18条第1項	家庭裁判所からの送致	指定都市	都	
少年法	第18条第2項	家庭裁判所からの送致	指定都市	都	
登録免許税法施行規則	第3条第1号ロ	社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関する証明	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第1項	精神障がい者保健福祉手帳の申請受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第2項	精神障がい者保健福祉手帳の審査及び交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第3項	精神障がい者保健福祉手帳の交付をしない場合の通知	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第4項	精神障がい者保健福祉手帳の更新の認定	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第5項	精神障がい者保健福祉手帳の更新をしない場合の通知	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第1項	精神障がい者保健福祉手帳の返還の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第3項	精神障がい者保健福祉手帳の返還命令	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第4項	精神障がい者保健福祉手帳の返還命令	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第5項	精神障がい者保健福祉手帳の返還の通知	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第1項	精神障がい者保健福祉手帳交付台帳の作成	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第2項	精神障がい者保健福祉手帳の記載内容変更の届出の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第4項	他の都道府県から転居してきた精神障がい者保健福祉手帳所持者からの転居の届出の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第5項	他の都道府県から転居してきた精神障がい者保健福祉手帳所持者からの転居の届出に伴う旧居住地の都道府県知事への通知及び新たな手帳の交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第6項	精神障がい者保健福祉手帳台帳の記載事項の削除	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第8条第2項	精神障がい者保健福祉手帳の更新及び交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第9条第1項	精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級の変更申請の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第9条第2項	精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級の変更に伴う新たな手帳の交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第10条第1項	精神障がい者保健福祉手帳の再交付の申請の受理及び再交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第10条第2項	精神障がい者保健福祉手帳再交付の後に紛失した手帳を発見した場合の手帳の返還の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第10条の2第1項	精神障がい者保健福祉手帳の返還の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第5条第1項	大規模小売店舗の新設に関する届出の受理等	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第5条第3項	大規模小売店舗の新設に関する届出を縦覧に供すこと	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第1項	大規模小売店舗の新設に関する届出の変更の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第2項	大規模小売店舗の新設に関する届出の変更の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第3項	大規模小売店舗の変更に係る届出を縦覧に供すこと	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第5項	大規模小売店舗内の店舗面積の届出の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第6項	大規模小売店舗内の店舗面積の届出の受理の公告	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第7条第3項	大規模小売店舗の新設等の届出をした者による説明会実施に当たっての意見聴取に依ること	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第1項	大規模小売店の新設に係る市町村の意見聴取	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第2項	市町村の区域内の居住者や事業者からの意見聴取	指定都市	都	

別表第1-2(指定都市)

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大規模小売店舗立地法	第8条第3項	市町村から聴取した意見の縦覧に供すること	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第4項	届出をした者に対する意見を書面により陳述すること	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第6項	届出をした者に対する意見を公告し、縦覧に供すること	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第7項	届出をした者による変更等の通知の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第8項	法第8条第7項の届出の概要等の広告及び縦覧	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第1項	届出をした者に対する勧告	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第3項	届出をした者に対する勧告の内容の公告	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第4項	勧告を踏まえた変更に係る届出の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第5項	法第9条第4項の届出の概要等の広告及び縦覧	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第7項	届出をした者が勧告に従わなかった旨の公表	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第11条第3項	届出をした者の地位を承継した者による届出の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第12条	関係行政機関、関係地方公共団体への協力要請	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第14条第1項	大規模小売店舗を設置する者からの報告徴収	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第14条第2項	大規模小売店舗において小売業を行う者からの参考意見の徴収	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第36条	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第37条	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第55条	第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定	指定都市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第57条(土地区画整理法第55条第2項を準用)	縦覧に供した事業計画に関する意見書の受理	指定都市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第57条(土地区画整理法第55条第3項を準用)	都道府県都市計画審議会への意見書の付議	指定都市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第57条(土地区画整理法第55条第4項を準用)	都道府県都市計画審議会の議決を受けた事業計画の修正等意見書の処理	指定都市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第57条(土地区画整理法第55条第6項を準用)	修正を加えた事業計画に対する意見書の受理、都道府県都市計画審議会への付議等の事務	指定都市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第57条(土地区画整理法第55条第2項を準用する同法第55条第13項を準用)	縦覧に供した変更後の事業計画に関する意見書の受理	指定都市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第57条(土地区画整理法第55条第3項を準用する同法第55条第13項を準用)	都道府県都市計画審議会への意見書の付議	指定都市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第57条(土地区画整理法第55条第4項を準用する同法第55条第13項を準用)	都道府県都市計画審議会の議決を受けた事業計画の修正等意見書の処理	指定都市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第57条(土地区画整理法第55条第6項を準用する同法第55条第13項を準用)	修正を加えた事業計画に対する意見書の受理、都道府県都市計画審議会への付議等の事務	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第2項	縦覧に供された事業計画に関する意見書の受理	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第3項	都道府県都市計画審議会への意見書の付議	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第4項	都道府県都市計画審議会の議決を受けた事業計画の修正等意見書の処理	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土地区画整理法	第55条第6項	修正を加えた事業計画に対する意見書の受理、都道府県都市計画審議会への付議等の事務	指定 都市	都	
土地区画整理法	第55条第13項(第55条第2項を準用)	縦覧に供された変更後の事業計画に関する意見書の受理	指定 都市	都	
土地区画整理法	第55条第13項(第55条第3項を準用)	都道府県都市計画審議会への意見書の付議	指定 都市	都	
土地区画整理法	第55条第13項(第55条第4項を準用)	都道府県都市計画審議会の議決を受けた事業計画の修正等意見書の処理	指定 都市	都	
土地区画整理法	第55条第13項(第55条第6項を準用)	修正を加えた事業計画に対する意見書の受理、都道府県都市計画審議会への付議等の事務	指定 都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第4条	建物用地下水の採取の許可	指定 都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第6条第3項	既に当該地域内で揚水しているものの届出の受理	指定 都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第7条	氏名等の変更の届出の受理	指定 都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第8条第3項	採取者の地位を継承した時の届出の受理	指定 都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第9条	許可の失効の届出の受理	指定 都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第10条	建物用地下水の採取の許可等の取消等	指定 都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第11条	地下水又は地盤の状況に関する測量等が必要な場合の土地の立入り	指定 都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第13条	建物用地下水を採取するための設備の構造等についての報告の徴収	指定 都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第14条	建物用地下水を採取するための設備の設置場所等の立入検査	指定 都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第15条	環境大臣への地盤沈下の防止に関する意見申出	指定 都市	都	